

# 浜坂温泉 加入金・料金 一覧表 ※一般住宅

## ◇温泉配湯加入金

種別	基本湯量	加入金	
自家用	A	10 m <sup>3</sup>	440,000円

## ◇温泉配湯使用料（税込額）

種別	基本湯量	基本使用料金 （税込）	超過料金 円/ t		
			1～5 m <sup>3</sup> 以下	5 m <sup>3</sup> 超過	1,100円
自家用	A	10 m <sup>3</sup>	4,400円/月	495円	1,100円

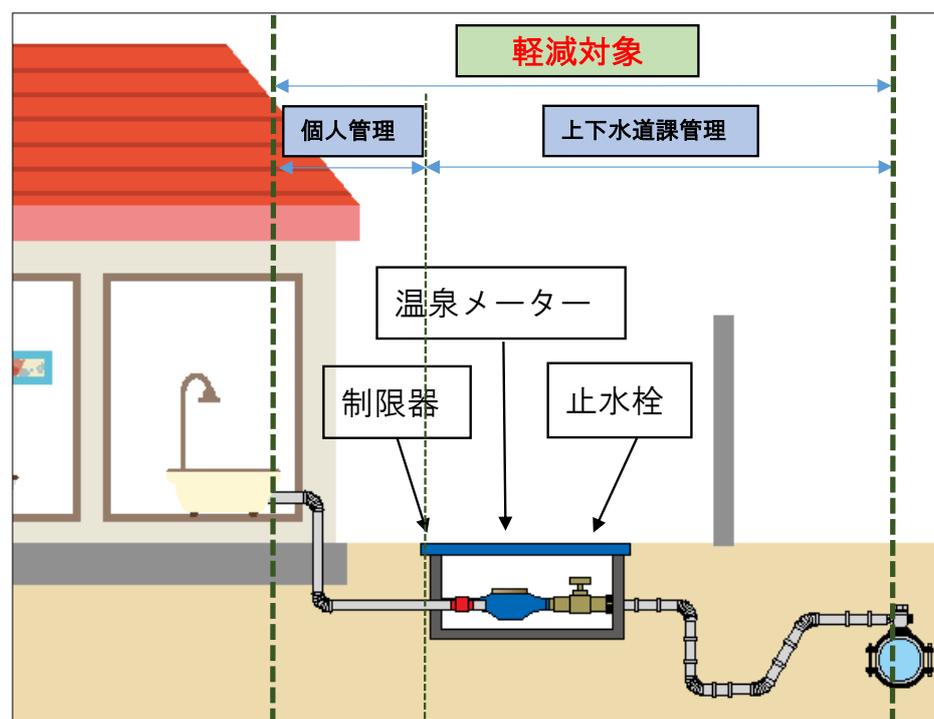
例：一般住宅の場合（自家用A）

4人家族

1ヶ月平均使用湯量 4～6 m<sup>3</sup> 程度→4,400円(税込)



## ◇給湯装置



【問い合わせ先】  
 新温泉町役場 上下水道課  
 TEL 0796-82-3114 (直通)  
 FAX 0796-82-2970

# 浜坂温泉 給湯装置設置工事費 軽減措置

## 軽減対象者

新しく浜坂温泉に加入し、加入金を納入した方です。

## 軽減額と加入者負担

給湯装置工事費（全体）から、軽減額（加入金を限度額とする）を差し引いた費用が、加入者負担となります。

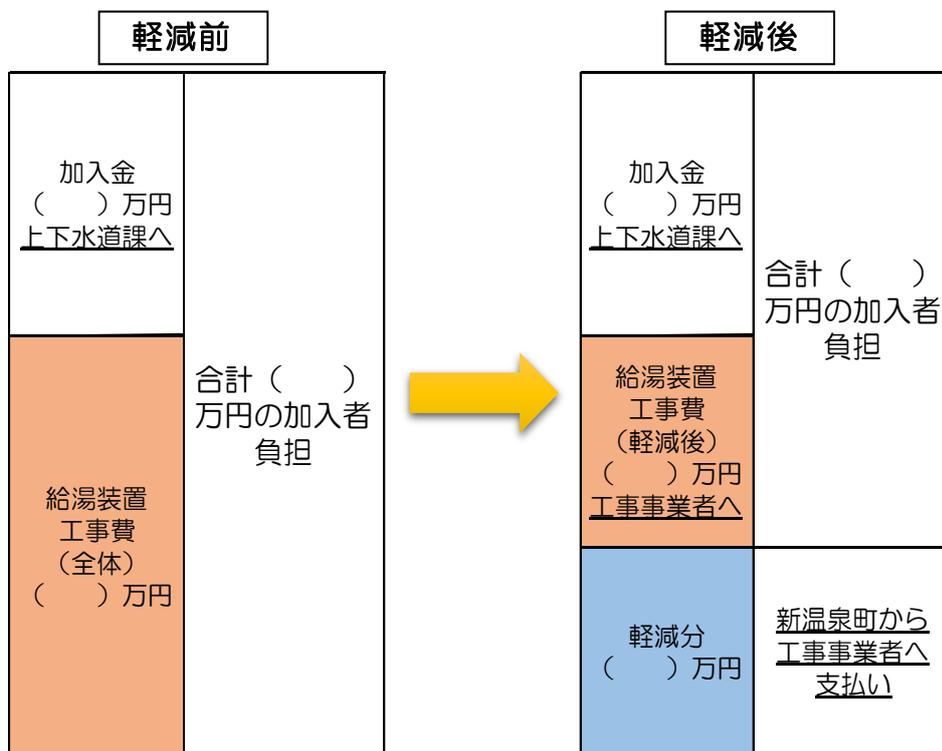
## 手続方法

- ①加入者から工事事業者へ給湯装置工事の見積を依頼します。
- ②工事事業者が給湯装置工事の申請書類と併せて、工事費（全体）の見積書を上下水道課へ提出します。
- ③軽減額の算出を上下水道課が行います。
- ④加入金の納付書発行に併せて、加入者に軽減額をお伝えします。
- ⑤給湯装置工事の完了後に、加入者が工事事業者に軽減後の工事費を支払います。
- ⑥工事事業者が、軽減分の工事費の請求書を上下水道課に提出します。  
（添付書類：加入者が払った軽減後の工事費の領収書の写し）
- ⑦提出書類の確認後に、上下水道課から工事事業者へ軽減分の費用を支払います。

※加入金は温泉配湯加入金のことです。

## ◇加入者負担の例（軽減額の計算方法）

（ ）：加入金（ ）万円、給湯装置工事費（全体）（ ）万円 の場合



※給湯装置工事費（全体）が（ ）万円以下の場合、工事費の加入者負担はありません。